

平成28年8月 議会月例報告会

平成28年8月26日
農 林 水 産 課

□報告事項名

- 1 食のるつぼ琴浦町物産フェアの報告について
別紙のとおり
- 2 琴浦町農業再生協議会水田フル活用ビジョンについて
別紙のとおり

【食のるつぼ琴浦町物産フェアの実施について】

□事業の趣旨

海のもの、山のもの、加工品、グルメ、スイーツなど、多種多様なおいしいものがある琴浦町を『食のるつぼ』と銘打って PR を行った。

これら特産品を集めた物産フェアを、県内有数の集客力を誇るイオン日吉津店において開催することで、琴浦町の特産品をより広く周知し、販売拡大につなげること、また、開催時期をお盆周辺とすることで、県内の一般購買層はもとより、帰省者や観光客等へのアピールの機会とし、琴浦ファンの拡大を目指し実施した。

□実施概要

- 【開催日時】 平成 28 年 8 月 15 日(月) ～ 16 日(火) 9:00～18:00
【開催場所】 イオン日吉津店東館 1 階 催事場
【取扱商品】 旬の農産物や海産物、乳製品、菓子類そのほか

□出展事業者

出展者	主な販売商品
・あぶい蒲鉾	あごちくわ、琴乃浦牛骨ラーメン他
・高塚かまぼこ	あごカツ、揚げたて天ぷら他
・ヘイセイ	あご入り鰹ふりだし、野菜ブイヨン他
・大山乳業農業協同組合	大山おいしいカフェオレ、大山のむヨーグルト他
・J A 琴浦営農センター梨生産部	ハウス二十世紀梨、ピオーネ他
・赤碕町漁業協同組合	するめいか糞漬、塩もずく他
・宝販売株式会社	カップ入り梨ゼリー、梨きろろ他

※売上については、現在イオン日吉津店にて集計中。

□来場者数 約 4,800 人

□来場者アンケート結果について

別添資料のとおり

□写真



J A 鳥取中央琴浦梨生産部による試食販売の様子①



J A 鳥取中央琴浦梨生産部による試食販売の様子②



梨販売の様子



各出展事業者による試食販売の様子



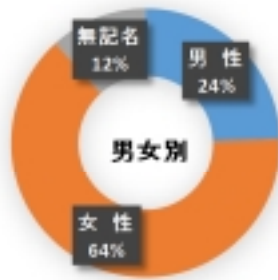
二十世紀☆梨男によるパフォーマンスの様子①



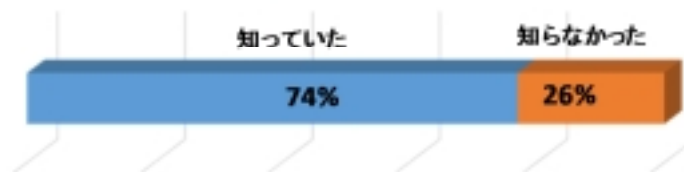
二十世紀☆梨男によるパフォーマンスの様子②

平成28年度食のるつぼ琴浦町物産フェア 利用者アンケート

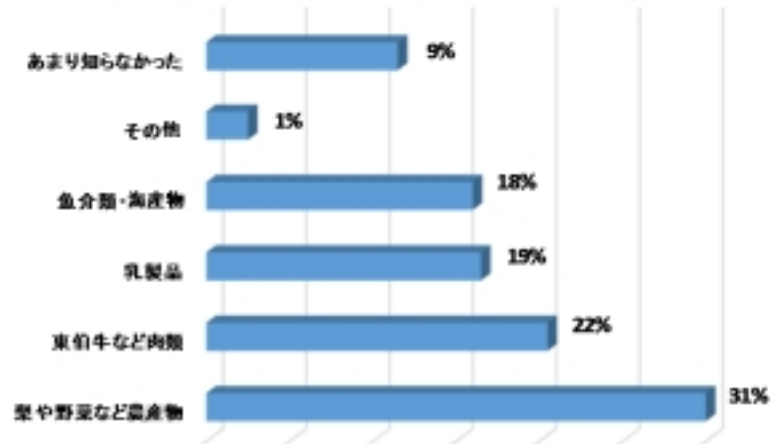
回答件数 95件

実施日 平成28年8月15日・16日
実施場所 イオン日吉津東館1階催事

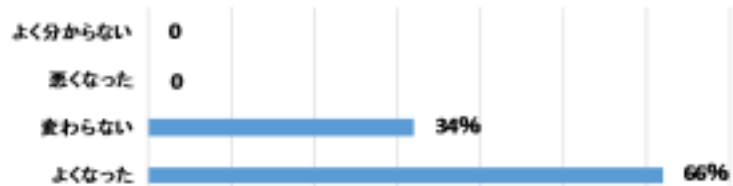
1. 「琴浦町」のことはご存知でしたか？



2. 琴浦町の特産品でご存知だったものを教えてください。



3. 今回の物産フェアで「琴浦町」の印象は？



琴浦町農業再生協議会水田フル活用ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

琴浦町は、鳥取県の中部に位置しており、北は日本海、南は大山、船上山などを背に、町内を南北に流れる加勢蛇川及び勝田川の流域を中心に平野部が開け、水田地帯での水稻、丘陵地帯に広がる畑の梨・ぶどうを中心とした果樹及びミニトマト、白ねぎ、ブロッコリー、エリザベスメロン、すいか等を中心とした野菜や施設園芸、町内全域に点在する酪農・肥育牛など、地域の自然条件を活かした多様な農業が営まれている。

海岸部から中山間部までの緩傾斜地に形成された水田では、大山水系の清流にはぐくまれた稲作が行われており、転作作物では飼料作物、大豆、芝、野菜栽培が意欲的に取り組まれている。

しかし、近年、担い手の高齢化が進み、新規就農者の大幅な増加が見込まれない中、今後、荒廃農地が増加することが懸念されており、家族経営を含む多様な担い手の確保、認定農業者や集落営農組織を中心とした営農推進を行い、土地利用効率の向上を図っていく必要がある。

今後も、集落営農組織の育成を推進し、圃場の団地化による機械の効率的利用と省力化の生産体系の確立を目指す。また、担い手への農地利用の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構との連携を図る。

2 作物ごとの取組方針

町内約 1,440ha（不作付地を含む）の水田について、適地適作を基本として、産地交付金を有効活用しながら、作物生産の維持・拡大を図ることとする。

また、水田利用の方向性や担い手を明確化して育成していくことで、水田の有効活用を行う。

(1) 主食用米

コシヒカリ、きぬむすめ、ひとめぼれの3品種を中心とし、生産数量目標に基づく需給調整に取り組みながら、育苗段階からの防除を徹底し、収量確保と良質米を生産していく。

また、有機米、特別栽培米、紙マルチ米に取り組んでいる地域では、契約相手先と連携の強化を行い、取組面積拡大の推進を行うと共に、トレーサビリティを確立し、安全・安心な米づくりを進める。

(2) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要量減少等に対応するため、飼料用米の作付けの取組を継続する。多収品種の作付けに取り組むと共に、もみ枯細菌病防除を徹底することで生産安定と収量の増加を図る。また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。販路については、農業協同組合と連携していくことで計画的に販路の確保を行い、併せて作付面積の拡大を図る。

イ 加工用米

酒造会社と3年以上の複数年契約を結ぶ生産者に助成を行い、需要に応じた生産量を維持すると共に、地元の酒造会社との結びつきの強化を図る。

ウ WCS用稲

畜産農家の自給飼料確保と稲作農家の水田有効活用を図るため、農地の担い手への利用集積を図り、耕畜連携を推進する。また、畑作物の作付けが困難な湿田でも作付けが可能であるという利点を生かし、地域の畜産農家の需要に見合った生産の推進を図る。

(3) 麦、大豆、飼料作物

担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

ア 麦

契約者からの需要に応え、パン用に適した品種を栽培し、より品質の高い小麦の生産に努める。また、湿害回避のための栽培管理の徹底、適期作業の遵守や基本技術の励行を進め、収量・品質を確保する。

イ 大豆

サチユタカを中心に栽培し、豆腐・油揚げの加工を行う農業協同組合の加工所へ供給し、直販店・直売所等での販売を行う。また、団地化を推進することによるコスト低減や、湿害対策である狭畦栽培への取組、基本技術の励行を推進することによる、収量の確保及び品質の向上を図る。併せて、担い手への農地集積を進め規模拡大を図る。

ウ 飼料作物

優良品種の導入、草地の適期更新等を通じた栽培管理を行い、単収の向上を図る。また、労働負担、機械投資負担の軽減のため、コントラクター（飼料生産受託組織）を育成し、飼料生産の組織化を推進するとともに、効率的な飼料生産体制を確立し、良質な自給飼料の確保を図る。併せて、担い手への農地集積を進め規模拡大を図る。

(4) そば

実需者との契約に基づき、現行の栽培面積を維持する。

また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

(5) 野菜

琴浦ブランド「食のるつぼ」を推進していくため、ミニトマト、すいか、エリザベスマロン、いちごを中心とするハウス施設を利用した作物をはじめ、白ねぎ、ブロッコリー等有望な露地野菜を重点的に推進する。推進にあたっては、担い手を中心とした生産振興や灌水施設を有効活用することで産地としての出荷量を確保すると共に、トレーサビリティによる「安全・安心」な野菜を消費者に供給する。また、物産フェア、都市交流事業等を行い、県内外に琴浦ブランドの認知度を高めると共に、販売促進を図る。

(6) その他野菜、花き・花木、果樹

琴浦ブランド「食のるつぼ」を推進していくため、多種多様な野菜、花、果樹の作付けを行い、地域住民に低価格で品質のよいものを提供していく。販路については、農業協同組合が運営する直売所、道の駅等での販売を推進すると共に、物産フェアを企画する等販売促進を図る。

(7) 芝

高品質な新品種の芝であるグリーンバードJの導入と併せ、土壌改良（地力増進）を進め、生産量の増加を目的とした改植を推進すると共に、農薬の安全使用、機械化・出荷作業の共同化等を推進することで、鳥取県の芝ブランドの維持向上及び販売促進を図る。

また、担い手への農地の利用集積を図り、土地の有効活用を推進する。

(8) 地力増進作物・景観形成作物

ソルガム、イタリアンライグラス、レンゲ等の緑肥作物を作付けし、土壌の肥沃化を図る。また、景観形成作物として、コスモス等を作付けし、水田の景観及び環境美化につなげる。

(9) 不作付地の解消

平成25年度の不作付地は約8haであるが、担い手不足と高齢化の進展により、今後増加していくことが予想される。担い手育成や農地の利用集積等の施策を推進し、不作付地の解消を図る。

3 作物ごとの作付予定面積

作物	平成25年度の作付面積 (ha)	平成28年度の作付予定面積 (ha)	平成30年度の目標作付面積 (ha)
主食用米	738.7	666.1	670
飼料用米	0.0	26.6	27
加工用米	0.6	0.6	1
WCS用稲	24.4	48.1	48
麦	0.0 (畑地1.7)	0.0 (畑地7.9)	0.0 (畑地8.0)
大豆	16.8	15.2	15
飼料作物	365.1	360.5	360
そば	12.1	10.0	10
その他地域振興作物	275.2	266.5	271
野菜	50.9	45.3	47
・白ねぎ	(3.0)	(4.1)	(4)
・ブロッコリー	(21.7)	(24.7)	(25)
・すいか	(9.4)	(7.4)	(7)
・いちご	(3.3)	(1.7)	(2)
・メロン	(2.8)	(1.4)	(2)
・ミニトマト	(10.7)	(6.0)	(7)
その他野菜	62.2	64.1	65
花き・花木	5.8	4.2	5
果樹	0.8	0.7	1
地力増進作物	27.2	27.4	28
景観形成作物	0.8	4.6	5
芝	127.4	120.2	120
合計	1,432.9	1,393.6 (7.9)	1,402 (8.0)

4 平成28年度に向けた取組及び目標

取組番号	対象作物	取組	分類※	指標	平成25年度 (現状値)	平成28年度 (目標値)	28年度の 支援の有無
1	そば	担い手による 作付面積の確保	イ	作付面積	9.1ha	10.0ha	有
2	白ねぎ	担い手による 作付面積の確保	イ	作付面積	0ha	0.7ha	有
3	ブロッコリー	担い手による 作付面積の確保	イ	作付面積	12.2ha	14.0ha	有
4	すいか	担い手による 作付面積の確保	イ	作付面積	2.9ha	3.0ha	有
5	いちご	担い手による 作付面積の確保	イ	作付面積	0.4ha	0.5ha	有
6	メロン	担い手による 作付面積の確保	ア	作付面積	1.1ha	1.1ha	有
7	ミニトマト	担い手による 作付面積の確保	ア	作付面積	1.4ha	1.4ha	有
8	芝	担い手による 作付面積の確保	イ	作付面積	22.9ha	24.0ha	有
9	大豆	担い手による 1ha以上の作付	イ	作付面積	8.8ha	9.0ha	有
10	飼料作物	担い手による 1ha以上の作付	イ	作付面積	203.1ha	204.0ha	有
11	WCS用稲	担い手による 1ha以上の作付	イ	作付面積	9.3ha	33.0ha	有
12	飼料用米	担い手による 1ha以上の作付	イ	作付面積	0ha	4.0ha	有
13	飼料用米	播種時のもみ枯細菌 病防除の実施	ア	実施面積	0ha	20.0ha	有

※「分類」欄については、要綱（別紙16）の2（5）のア、イ、ウのいずれに該当するか記入して下さい。（複数該当する場合には、ア、イ、ウのうち主たる取組に該当するものをいずれか1つ記入して下さい。）

ア 農業・農村の所得増加につながる作物生産の取組

イ 生産性向上等、低コスト化に取り組む作物生産の取組

ウ 地域特産品など、ニーズの高い製品の産地化を図るための取組を行いながら付加価値の高い作物を生産する取組

5 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

産地交付金の活用方法の詳細

1. 地域農業再生協議会名

琴浦町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B+C)						活用予定額 (a+d+f)									
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B=E+G)	追加配分枠 (C)	(内 訳)				産地戦略枠 (a)	従来枠 (d=b+c)		追加配分枠 (f)					
				1回目の配分 (D=A+E)		2回目の配分 (F=G+C)			水田分 (b)	畑地分 (c)						
				産地戦略枠 (A)	従来枠 (E)	従来枠 (G)	追加配分枠 (C)									
琴浦町農業再生協議会	36,570,000	25,585,000	10,985,000		36,570,000	25,585,000	10,985,000				52,131,100	25,584,500	20,126,800	20,126,800	0	6,419,800

(注)2回目の配分、追加配分枠が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

(1)－①産地戦略枠分の活用分

配分枠

25,585,000 円

H27との比較※1	整理番号	用途※2	取組番号※3	分類※4	単価① (円/10a)	面積 (a単位)														合計② ※6	所要額 ①×② (円)			
						戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進			景観形成	備蓄米	その他
						麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米												
同	1	そば担い手作付加算	1	イ	11,000								850								850	935,000		
変	2-1	地域振興野菜担い手作付加算	2~5	イ	12,500										1,840						1,840	2,300,000		
変	2-2	地域振興野菜担い手作付加算	6,7	ア	12,500										190						190	237,500		
同	3	芝担い手作付加算	8	イ	19,000														2,240		2,240	4,256,000		
同	4	大規模作付加算	9~12	イ	6,000		1,280	20,560		1,000	4,300										27,140	16,284,000		
同	5	飼料用米助成	13	ア	6,000					2,620											2,620	1,572,000		
合計(基幹)※5					実面積		1,280	20,560		2,620	4,300		850		2,030					2,240	33,880	③ 25,584,500 ※7		
合計(二毛作)※5					実面積																			

※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

※2 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記入してください。

※3 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください。

※4 「分類」欄については、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。

※5 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作作物を対象とした設定の実面積を記入してください。

※6 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(1) - ②従来枠・水田分の活用分

配分枠

20,127,000 円

H27との比較※1	整理番号	用途※2	取組番号※3	単価④ (円/10a)	面積 (a単位)															合計 ⑤ ※5	所要額 ④×⑤ (円)		
					戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成			備蓄米	その他
					麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米												
同	6	その他作物作付助成		11,000																11,333	16,748	18,422,800	
同	7	地力増進・景観形成作物作付助成		6,000																2,420	420	2,840	1,704,000
合計(基幹)※4				実面積																11,333	19,588	⑥20,126,800 ※6	
合計(二毛作)※4				実面積																			

※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。
 ※2 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記入してください。
 ※3 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください(該当しない場合の記入は不要です)。
 ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作作物を対象とした設定の実面積を記入してください。
 ※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。
 ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
 (注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(1)－③従来枠・畑地分の活用分

配分枠

円

H27との比較 ※1	整理番号	用途	単価 ⑦ (円/10a)	面積 (a単位)						合計 ⑧ ※3	所要額 ⑦×⑧ (円)
				麦	大豆	てん菜	でん粉原料 用 ばれいしょ	そば	なたね		
		合計	実面積 ※2							※4	

※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

※2 「実面積」は用途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください。

※3 ⑧の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※4 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(2)追加配分枠の活用分

配分枠

H27との比較※1	整理番号	取組の種類※2	用途※3	取組番号※4	単価⑨ (円/10a)	面積 (a単位)														合計 ⑩ ※6	所要額 ⑨×⑩ (円)			
						戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進			景観形成	備蓄米	その他
						麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米												
同	8	ア	飼料用米多収品種作付助成		12,000					2,620											2,620	3,144,000		
同	9	イ	加工用米作付助成		12,000						64										64	76,800		
同	10	エ	そば作付助成		20,000						952										952	1,904,000		
同	11	カ	地域振興野菜作付加算		3,500								3,700								3,700	1,295,000		
合計(基幹)※5					実面積					2,620		64	952		3,700							7,336	⑩ 6,419,800 ※7	
合計(二毛作)※5					実面積																			

- ※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。
 - ※2 「取組の種類」には、いずれの取組等に係る追加配分枠を充てるのか、以下のア～カのいずれかを記入してください。
「ア」多収品種の導入への取組 「イ」加工用米の複数年契約の取組 「ウ」備蓄米の取組 「エ」そば、なたね(基幹作)の作付け 「オ」そば、なたね(二毛作)の作付け
「カ」主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して、当該生産数量目標の面積換算値より下回った面積に応じた配分
 - ※3 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記入してください。
 - ※4 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください(該当しない場合の記入は不要です)。
 - ※5 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作物を対象とした設定の実面積を記入してください。
 - ※6 ⑩の合計は、各用途の合計面積を記入してください。
 - ※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(3)水田における交付対象面積計 (a単位)

	実面積	戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成	備蓄米	その他	合計
		麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米											
合計(基幹)	実面積		1,280	20,560		2,620	4,300	64	952		7,210	230	5		2,420	420		11,333	51,394
合計(二毛作)	実面積																		

※ 1回目の配分と2回目の配分を含め、「合計(基幹)」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)」は、二毛作物を対象とした設定の実面積を記入してください。

4. 2回目の配分を受けた場合の調整方法

○2回目の配分額が計画額を下回った場合

- (1) 従来枠について、所要額で按分して減額調整する。
- (2) (1)における単価調整は、「6 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法」に準じて行う。

○2回目の配分額が計画額を上回った場合

- (1) 産地戦略枠(整理番号1、2-1、2-2、3、4、5)に、交付単価の10%を上限にして所要額で按分して充当し、残額がある場合は、従来枠(整理番号6、7)に同様に10%を上限に充当する。
- (2) (1)による調整後に残額が発生する場合は、産地戦略枠、従来枠に所要額で按分して充当する。
- (3) (1)、(2)の充当における単価調整は、「6 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法」に準じて行う。

5. 主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った面積に相当する追加配分を受けた場合の対応

○配分額が計画額を下回った場合

整理番号11について、所要額で按分して減額調整する。

○配分額が計画額を上回った場合

- (1) 産地戦略枠(整理番号1、2-2、2-2、3、4、5)と同様の用途を設計し、所要額で按分して活用する。
- (2) 単価調整は、「6 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法」に準じて行う。

6. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

(1) 産地戦略枠、従来枠、追加配分枠それぞれについて、原則として活用予定額に収まるよう、次の単価調整係数を乗じて交付単価を一律減額する。

単価調整係数 = $\frac{\text{活用予定額}}{(\text{用途ごとの対象面積} \times \text{交付単価})}$ の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

※追加配分枠の単価調整は、整理番号11のみで行う。

- (2) 従来枠に残額が発生し、産地戦略枠、追加配分枠が活用予定額を超過する場合は、残額を産地戦略枠、追加配分枠の順に充当し、枠ごとに(1)に準じて一律減額する。
- (3) 追加配分枠に残額が発生し、産地戦略枠、従来枠が活用予定額を超過する場合は、残額を産地戦略枠、従来枠の順に充当し、枠ごとに(1)に準じて一律減額する。
- (4) 産地戦略枠に残額が発生し、従来枠、追加配分枠が活用予定額を超過する場合は、産地戦略枠活用額が配分額を上回っている場合に限り、残額を従来枠、追加配分枠の順に充当し、枠ごとに(1)に準じて一律減額する。

新規	H27継続(変更あり)	H27継続	○	助成開始年度	H27
----	-------------	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	1	
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	そば担い手作付加算				
対象作物	そば担い手作付加算(基幹作物)				
単価	11,000円/10a	前年度の単価	11,000円/10a		
内容	そばを作付けする担い手農家に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	○助成対象	農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農 人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	そば(基幹作物)			
	○その他要件	販売すること			
確認方法	○助成対象者	協議会が作成した対象者名簿による			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	共通事項のとおり			
	○その他要件	販売実績及び現地確認等による			
備考	○1圃場につき年1回までの助成とする ○担い手農家への農地利用集積をこれまで以上に促進し、地域特産物であるそばの低コスト化、省略化を進め、安定的な生産量の確保を図る				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)	○	H27継続		助成開始年度	H27
----	--	-------------	---	-------	--	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	2-1,2-2	
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	地域振興野菜担い手作付加算				
対象作物	2-1 白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご(基幹作物) 2-2 メロン、ミニトマト(基幹作物)				
単価	12,500円/10a	前年度の単価	10,400円/10a		
内容	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマトを作付けする担い手農家に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	○助成対象	農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農 人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	2-1 白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご(基幹作物) 2-2 メロン、ミニトマト(基幹作物)			
	○その他要件	販売すること			
確認方法	○助成対象者	協議会が作成した対象者名簿による			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	共通事項のとおり			
	○その他要件	販売実績及び現地確認等による			
備考	○1圃場につき年1回までの助成とする ○その他作物作付助成、地域振興野菜作付助成と重複して交付できる ○白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマトは、町の核となる農産物であり、産地交付金を活用して担い手農家への農地利用集積を促進し、安定的な生産量確保を推進しているが、目標に届かない品目があるため、単価を引き上げてさらなる面積拡大を図る				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか口に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	3	
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	芝担い手作付加算				
対象作物	芝(基幹作物)				
単価	19,000円/10a	前年度の単価	19,000円/10a		
内容	芝を作付する担い手農家に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	○助成対象	農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農 人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	芝(基幹作物)			
	○その他要件	販売すること又は販売目的で作付すること			
確認方法	○助成対象者	協議会が作成した対象者名簿による			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	共通事項のとおり			
	○その他要件	販売実績及び現地確認等による			
備考	<input type="checkbox"/> 1圃場につき年1回までの助成とする <input type="checkbox"/> その他作物作付助成と重複して交付できる <input type="checkbox"/> 担い手農家への農地利用集積を促進することで、地域特産物である芝の低コスト化、省力化を進め、安定的な生産量確保を図る				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか口に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	4			
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ		
使途	大規模作付加算						
対象作物	大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物						
単価	6,000円/10a		前年度の単価	6,000円/10a			
内容	大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物の作付面積がそれぞれ1ha以上の栽培取組を行う担い手農家に対して、作付面積に応じて助成する。						
具体的要件	○助成対象		農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者 認定農業者、認定新規就農者、集落営農 人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		大豆、飼料用米、WCS用稲、飼料作物				
	○その他要件		①販売すること ②飼料用米、WCS用稲、飼料作物を自家利用する 場合は、給餌したことが確認できること				
確認方法	○助成対象者		協議会が作成した対象者名簿による				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		共通事項のとおり				
	○その他要件		①販売実績、作業日誌及び現地確認等による ②給餌が確認できる日誌等による				
備考	○1圃場につき年1回までの助成とする ○水田フル活用に向けた土地利用型作物の作付推進にあたって、担い手農家への農地利用集積を推進し、規模拡大による低コスト化、省力化を図る						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか口に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	5	
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	飼料用米助成				
対象作物	飼料用米(基幹作物)				
単価	6,000円/10a		前年度の単価	6,000円/10a	
内容	多収品種により飼料用米を作付けし、かつ減収防止対策を実施した農家に対し、作付面積に応じて助成する				
具体的要件	○助成対象		共通事項のとおり		
	○助成対象水田		共通事項のとおり		
	○助成対象作物		需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第4の規定による多収品種で取り組む飼料用米(基幹作物)		
	○その他要件		①需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の規定による取組計画の認定を受けていること ②飼料用米栽培における播種時のカスミン剤施用、またはカスミン剤を施用した苗を購入して栽培		
確認方法	○助成対象者		共通事項のとおり		
	○助成対象水田		共通事項のとおり		
	○助成対象作物		種もみ又は苗の購入伝票等による確認		
	○その他要件		①需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第6の規定による生産集出荷数量一覧表等により確認 ②自家育苗の場合はカスミン購入伝票及び栽培履歴等により、購入苗の場合は販売業者からカスミン施用証明書等により確認		
備考	○1圃場につき年1回までの助成とする ○飼料用米の継続的な生産振興のためには、主食用米と同程度の所得を確保することが不可欠であり、このためには育苗段階から防除を徹底し、収量確保を図る				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか口に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	7			
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input checked="" type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ		
使途	地力増進作物、景観形成作物作付助成						
対象作物	地力増進作物、景観形成作物 (その他作物リストに記載された収穫しない作物)(基幹作物)						
単価	6,000円/10a		前年度の単価	6,000円/10a			
内容	地力増進作物、景観形成作物を作付けする農家に対して、作付面積に応じて助成する。						
具体的要件	○助成対象		地力増進作物又は景観形成作物を作付けする農家				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		その他作物リストに記載された収穫しない作物(基幹作物)				
	○その他要件		地力増進作物については、すき込むこと 景観形成作物については、適切な肥培管理を行うこと				
確認方法	○助成対象者		共通事項のとおり				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		共通事項のとおり				
	○その他要件		作業日誌及び現地確認等による				
備考	○1圃場につき年1回までの助成とする ○地力増進作物、景観形成作物を作付することで、引き続き不作付地の発生抑制、土壌の肥沃化を推進し、野菜等の作付けに誘導する						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	8			
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ		
使途	飼料用米多収品種作付助成						
対象作物	飼料用米(基幹作物)						
単価	12,000円/10a		前年度の単価	12,000円/10a			
内容	多収品種作付けによる飼料用米の栽培を行う取組に対し、作付面積に応じて助成する。						
具体的要件	○助成対象		共通事項のとおり				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第4の規定による多収品種で取り組む飼料用米(基幹作物)				
	○その他要件		需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第5の規定による取組計画の認定を受けていること				
確認方法	○助成対象者		共通事項のとおり				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		種もみ又は苗の購入伝票等により確認				
	○その他要件		需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙4の第6の規定による生産集出荷数量一覧表等により確認				
備考	○1圃場につき年1回までの助成とする ○飼料用米の継続的な生産振興のためには、主食用米と同程度の所得を確保することが不可欠であり、このためには多収品種の導入による収量確保を図っていく必要がある						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	9	
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	加工用米作付助成				
対象作物	加工用米(基幹作物)				
単価	12,000円/10a	前年度の単価	12,000円/10a		
内容	実需者との間で3年以上の複数年契約を締結した加工用米の栽培取組に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	○助成対象	需要に応じた米生産の推進に関する要領別紙3の第5の規定による取組計画の認定を受けている農家			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	加工用米(基幹作物)			
	○その他要件	3年以上の複数年契約を締結に基づいて出荷、販売すること			
確認方法	○助成対象者	共通事項のとおり			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	共通事項のとおり			
	○その他要件	契約書、加工用米生産集出荷数量一覧表等			
備考	○水田作での生産調整作物として複数年契約を推進し、定着を図る。				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	10	
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	そば作付助成				
対象作物	そば(基幹作物)				
単価	20,000円/10a	前年度の単価	20,000円/10a		
内容	そばの栽培取組に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	○助成対象	共通事項のとおり			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	そば(基幹作物)			
	○その他要件	出荷・販売契約を締結し、販売すること			
確認方法	○助成対象者	共通事項のとおり			
	○助成対象水田	共通事項のとおり			
	○助成対象作物	共通事項のとおり			
	○その他要件	販売実績、作業日誌等による			
備考	○1圃場につき1回までの助成とする。 ○そばは他の農産物と比較して取組がしやすく、条件のよくない農地での作付けも可能となるため、集落内の農地維持も含め、今後もそばの継続的な生産振興を図っていく必要があるため助成を行う。				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の□に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか□に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)		H27継続	○	助成開始年度	H27
----	--	-------------	--	-------	---	--------	-----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	琴浦町農業再生協議会		整理番号	11			
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input checked="" type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ		
使途	地域振興野菜作付助成						
対象作物	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト(基幹作物)						
単価	3,500円/10a		前年度の単価	3,500円/10a			
内容	白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマトの栽培取組に対して、作付面積に応じて助成する。						
具体的要件	○助成対象		共通事項のとおり				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマト(基幹作物)				
	○その他要件		販売すること				
確認方法	○助成対象者		共通事項のとおり				
	○助成対象水田		共通事項のとおり				
	○助成対象作物		共通事項のとおり				
	○その他要件		販売実績及び現地確認等による				
備考	○1圃場につき1回までの助成とする ○地域振興作物担い手作付加算、その他作物作付助成と重複して交付できる ○白ねぎ、ブロッコリー、すいか、いちご、メロン、ミニトマトは、町の核となる農産物であり、産地交付金を活用して作付農家への助成を促進することで、安定的な生産量確保を行い、琴浦ブランドの確立を図る						

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか口に✓(チェック)を付けてください。

(別紙) その他作物の交付対象作物及び交付単価一覧

琴浦町農業再生協議会

項目	単価 千円 /10a	作物	品 種	
一般作物	11	野菜	白ねぎ	ブロッコリー
			ミニトマト	いちご
			すいか	メロン
			その他野菜	-
		きのこ類	きのこ類(しいたけ、ひらたけ等)	-
		豆類	小豆	枝豆
			その他豆類(大豆を除く)	-
		果樹	くり	かき
			いちじく	りんご
			その他果樹	-
		花き	てっぼうユリ	その他花き
		花木	花木(枝物用)	-
		苗類	種苗類(すいか苗、白ねぎ苗等)	-
		山菜	たらの芽	山菜
			うど	-
		雑穀	ひえ	粟
きび	その他雑穀			
その他	芝	マコモタケ		
	たばこ	-		
収穫しない作物	6	地力増進作物	地力・青刈りとうもろこし	地力・れんげ
			地力・ソルガム	その他地力増進作物
		景観形成作物	景観形成作物(レンゲ、ヒマワリ等)	-